



## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年2月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あずみ野インターパークC街区

安曇野市豊科田沢6172番地ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社原信

新潟県長岡市中之島1993番地17

株式会社北越ケーズ

新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中興野18番地2
株式会社北越ケーズ	野村 弘	新潟県新潟市中央区女池八丁目16番地17号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中之島1993番地17
株式会社北越ケーズ	野村 弘	新潟県新潟市中央区女池八丁目16番地17号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中興野18番地2
株式会社北越ケーズ	野村 弘	新潟県新潟市中央区女池八丁目16番地17号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中之島1993番地17
株式会社北越ケーズ	野村 弘	新潟県新潟市中央区女池八丁目16番地17号

## 4 変更した年月日

令和6年10月1日

## 5 届出年月日

令和6年12月23日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和7年2月13日から令和7年6月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年2月13日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

原信篠ノ井東店

長野市篠ノ井杵淵字大門東1422ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社原信

新潟県長岡市中之島1993番地17

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中興野18番地2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中之島1993番地17

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中興野18番地2
株式会社あかのれん	伊藤 享司	愛知県名古屋市中区明治一丁目4番21号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中之島1993番地17
株式会社あかのれん	伊藤 享司	愛知県名古屋市中区明治一丁目4番21号

## 4 変更した年月日

令和6年10月1日

## 5 届出年月日

令和6年12月23日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和7年2月13日から令和7年6月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年2月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズタウン若里

長野市若里三丁目22番1号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

京阪神ビルディング株式会社

大阪府大阪市中央区瓦町4-2-14

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	野村 弘	新潟県新潟市中央区女池8-16-17
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中興野18番地2
株式会社ココカラファイン	塚本 厚志	神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6
株式会社あかのれん	伊藤 亨司	愛知県名古屋南区明治1-4-21
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38
株式会社ハニーズ	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社ライトオン	横内 達治	茨城県つくば市吾妻1-11-1
株式会社エフコーポレーション	別所 秀一郎	長野市吉田5-9-19
マルシェガーデン株式会社	奥下 衛	東京都千代田区四番町4-9
株式会社ミヤガワ	宮川 保夫	長野市南高田1735-5

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	野村 弘	新潟県新潟市中央区女池8-16-17
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中之島1993番地17
株式会社ココカラファイン	塚本 厚志	神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6
株式会社あかのれん	伊藤 亨司	愛知県名古屋南区明治1-4-21
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38
株式会社ハニーズ	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社ライトオン	横内 達治	茨城県つくば市吾妻1-11-1
株式会社エフコーポレーション	別所 秀一郎	長野市吉田5-9-19
マルシェガーデン株式会社	奥下 衛	東京都千代田区四番町4-9
株式会社ミヤガワ	宮川 保夫	長野市南高田1735-5

- 4 変更した年月日  
令和6年10月1日
- 5 届出年月日  
令和6年12月23日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和7年2月13日から令和7年6月12日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年2月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
原信埴生店  
千曲市大字鋳物師屋字中島131ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社宮下商店  
千曲市大字磯部577番地1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中興野18番地2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中之島1993番地17

- 4 変更した年月日  
令和6年10月1日
- 5 届出年月日  
令和6年12月23日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和7年2月13日から令和7年6月12日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年2月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

原信中野ショッピングセンター

中野市大字西条字吉原572番地1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社原信

新潟県長岡市中之島1993番地17

株式会社モリキ

飯山市南町13番地3

株式会社はなおか

上田市中央三丁目8番1号

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中興野18番地2
株式会社モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13番地3
株式会社はなおか	花岡 正一	上田市中央三丁目8番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中之島1993番地17
株式会社モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13番地3
株式会社はなおか	花岡 正一	上田市中央三丁目8番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中興野18番地2
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13番地3
株式会社はなおか	花岡 正一	上田市中央三丁目8番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中之島1993番地17
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13番地3
株式会社はなおか	花岡 正一	上田市中央三丁目8番1号

## 4 変更した年月日

令和6年10月1日

## 5 届出年月日

令和6年12月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年2月13日から令和7年6月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年2月13日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オリックス上田SC

上田市緑が丘一丁目1番地7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

オリックス株式会社

東京都港区浜松町二丁目4番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中興野18番地2
株式会社はなおか	花岡 正一	上田市中央三丁目8番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中之島1993番地17
株式会社はなおか	花岡 正一	上田市中央三丁目8番地1

4 変更した年月日

令和6年10月1日

5 届出年月日

令和6年12月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年2月13日から令和7年6月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和7年2月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
更埴漁業協同組合 根羽川漁業協同組合	千曲市上山田温泉2-11-3 下伊那郡根羽村2131-1	内共第1号 内共第10号

## 2 変更の内容

## (1) 更埴漁業協同組合

第7条第1項第1号の表中 「800円」 を 「880円」 に改める。

## (2) 根羽川漁業協同組合

第7条第1項第1号の表中 「2,800円」 を 「3,000円」 に改め、同項第2号の表中「小学生」を「中学生」に改

2,800円	3,000円
10,000円	12,000円

め、「中学生及び」を削る。

## 3 変更後の遊漁規則の施行期日

令和7年4月1日

園芸畜産課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、千曲都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和7年2月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 開催日時及び場所

- 開催日時 令和7年3月9日（日）午前10時から
- 開催場所 戸倉創造館（千曲市大字戸倉2305番地1）

## 2 都市計画の変更案の概要

- 都市計画道路  
3・4・2号国道線
- 変更案の閲覧  
令和7年2月14日（金）から令和7年3月7日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

## 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- 公述申出のできる者  
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- 公述申出期間  
令和7年2月14日（金）から令和7年2月28日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限りま。）
- 公述申出書の提出先  
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県千曲建設事務所及び千曲市役所
- 公述申出書の様式  
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

(整理番号 )

公 述 申 出 書

千曲都市計画道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな

氏 名

(電話 )

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
- 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
- 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年2月13日

長野県松本建設事務所長 太田 茂 登

1 許可番号

令和6年11月14日 長野県松本建設事務所指令6松建第71-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘高出字上桔梗ヶ原2088-3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市寿北7-18-18 アベニールラフィナ202号室

高山 和 生

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年2月13日

長野県長野建設事務所長 坂口 一 俊

1 許可番号

令和6年3月19日 長野県指令5都第29-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字境塚3014-4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字日滝3015

株式会社ファミングライフ 代表取締役社長 小林 光一

都市・まちづくり課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

令和7年2月13日

長野県公営企業管理者 吉沢 正

名称	事業所の所在地	指定年月日
木下建工株式会社	佐久市下小田切293番地5	令和7年2月5日

水道事業課